九　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）を乗じて得た額から附則第九条第一項第十八号によつて算定した額を控除した額

2　平成二十三年度に限り、第四条第一項第一号の表第二号、第六号、第十九号、第四十六号及び第四十七号並びに附則第六条第一項第六号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十二条　平成二十三年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から第一回特例省令第二条第一号ホ、第二回特例省令第二条第一号ホ及び附則第十条第一項第六号によつて算定した額の合算額を控除した額

二　原発避難者特例法第六条第二項の規定により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費のうち、同法第九条第一項の規定により当該市町村が負担する経費として総務大臣が調査した額

三　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第十条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十条第一項第十二号によつて算定した額を控除した額

五　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十条第一項第十三号によつて算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第十条第一項第十四号によつて算定した額を控除した額

七　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第十条第一項第十五号によつて算定した額を控除した額

八　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第十条第一項第十六号によつて算定した額を控除した額

九　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）を乗じて得た額から附則第十条第一項第十七号によつて算定した額を控除した額

2　平成二十三年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号及び第十一号、同号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の特別交付税から適用する。

○総務省令第十四号

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第六条第一項及び地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

総務大臣　川端　達夫

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体」の下に「（以下「特定被災地方公共団体」という。）」を加え、第十二号ロ中「特定被災区域をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、第十三号の次に次の十二号を加える。

十四　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　道府県　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第三十七号。以下「第一回特例省令」という。）第一条第一号イ、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第百三十号。以下「第二回特例省令」という。）第一条第一号ロ及び特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号。以下「特別交付税省令」という。）附則第九条第一項第三号の規定によって算定した額の合算額を控除した額

項　目	額
り災世帯数	四一、六〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	三、一〇〇円（ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあっては、五、二〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

ロ　市町村　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から、第一回特例省令第二条第一号イ、第二回特例省令第二条第一号イ及び特別交付税省令附則第十条第一項第二号の規定によって算定した額の合算額を控除した額

項　目	額
り災世帯数	六九、〇〇〇円
全壊家屋の戸数	四一、〇〇〇円
半壊家屋の戸数	二三、九〇〇円